平成２４年（フ）第７３９号
北九州市八幡西区楠木２丁目17―17楠木荘205、住民票上の住所北九州市八幡西区竹末１丁目５番20号
債務者　矢野　孝志
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２４年（フ）第３４０号
群馬県前橋市田口町1216番地１　Ｂ―32号
債務者　大島　貫**爾**
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺　　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２４年（フ）第３０６号
札幌市中央区北１条西22丁目２番７―506号、申立時の住所札幌市中央区大通西26丁目１番21―1009号
債務者　會津　正士
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第４６５号
石川県野々市市太平寺１丁目288番地　ハニーハイツ202号室、従前の住所金沢市北安江３丁目７番10号
債務者　宮下　久美
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
金沢地方裁判所
平成２４年（フ）第２０４号
長野市篠ノ井塩崎6834番地１　グランドリバティ篠ノ井107号
債務者　小林　香織（旧姓佐**藤**）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田由香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第４４１号
北海道士別市西５条５丁目153番地27
債務者　高橋　則之
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４４６号
茨城県鉾田市鉾田1680番地３
債務者　松本喜美恵
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
水戸地方裁判所
平成２４年（フ）第４５０号
茨城県水戸市内原町1177番地の１
債務者　富田美恵子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
水戸地方裁判所
平成２４年（フ）第４５２号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅602棟４階１号、住民票上の住所茨城県水戸市宮町２丁目６番25号
債務者　稲田　節子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
水戸地方裁判所
平成２４年（フ）第５７２号
神奈川県平塚市東中原１丁目４番14号　ワイルドコーポⅢ205号室、前住所神奈川県平塚市田村２丁目10番10―1024号　県公社田村第２共同住宅
債務者　小野寺　満
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第５９６号
神奈川県厚木市まつかげ台55番６号、住民票上の住所神奈川県秦野市東田原601番地の18
債務者　元橋　由美（旧姓江成・岩本）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第６１１号
神奈川県小田原市蓮正寺511番地の１　アクシス102、前住所静岡県熱海市泉237番地の５東横寮106号
債務者　汀　　秀夫
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第１２２号
岐阜県土岐市土岐津町高山259番地の３、従前の住所愛知県一宮市小信中島字東鵜平11番地
債務者　炭竈　保子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２４年（フ）第１２５６号
京都市山科区上花山花ノ岡町12番地１　ヌーベル花ノ岡302
債務者　安井　重樹
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第１３８１号
京都市左京区大原上野町347番地
債務者　本田　榮二
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第１４６７号
京都府八幡市男山香呂２番地―Ａ55―203
債務者　河野　恵子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第１４８３号
京都市伏見区向島庚申町121番地　二二荘102号
債務者　大﨑　博之
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係